

3. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

3-1. 施設緑地の整備方針及び整備目標

(1) 都市公園の整備及び管理の方針

都市公園としての施設緑地の整備方針は、次に示す公園の分類を基本として緑地の配置方針に基づき設定します。

表 都市公園の基本的な分類

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区※当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2 ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1 km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4 ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4 ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1 箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区※又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

※近隣住区 = 幹線街路等に囲まれたおおむね 1 km 四方（面積 100ha）の居住単位

（出典：国土交通省 都市局 公園緑地・景観課ホームページ）

①基本方針

《都市公園の魅力向上と市民利用の促進》

市民アンケートによると、公園を比較的利用する人は市民の3人に1人にも満たない結果となっています。特に身近な公園である街区公園において遊具や施設の老朽化が進んでおり、市民のニーズに応えられていないと考えられます。

都市における公園は、遊具や広場が存在することによる子育て支援機能、健康増進機能に加えて、環境保全や生物多様性の確保等に大きな効用を発揮する緑を有しています。さらに、許容される建築面積が小さく設定されている公共空間としての基本的性格から、平常時は様々なレクリエーションやイベントを行い地域のコミュニケーション形成や観光振興に資するとともに、地震等災害時には延焼防止や避難地等としても機能すると考えられています。

このような都市公園の多機能性を活かし、魅力を向上して市民の利用を促進することをめざします。

②整備及び管理の方針

本市の都市公園ストックの効果をより高め、魅力を向上するため、下記の事項を公園整備及び管理の方針として設定します。

a)都市公園施設の適切なマネジメント

・都市公園施設の長寿命化計画の推進

本市の都市公園等においては、公園施設の老朽化が進んでいます。長寿命化計画に基づいて、日常的な点検や維持保全により公園施設の安全性確保、機能保全を図りつつ、定期的に施設の健全度調査・判定を行い、その結果により施設の修繕や更新を行います。

b)都市公園の集約・再編の検討

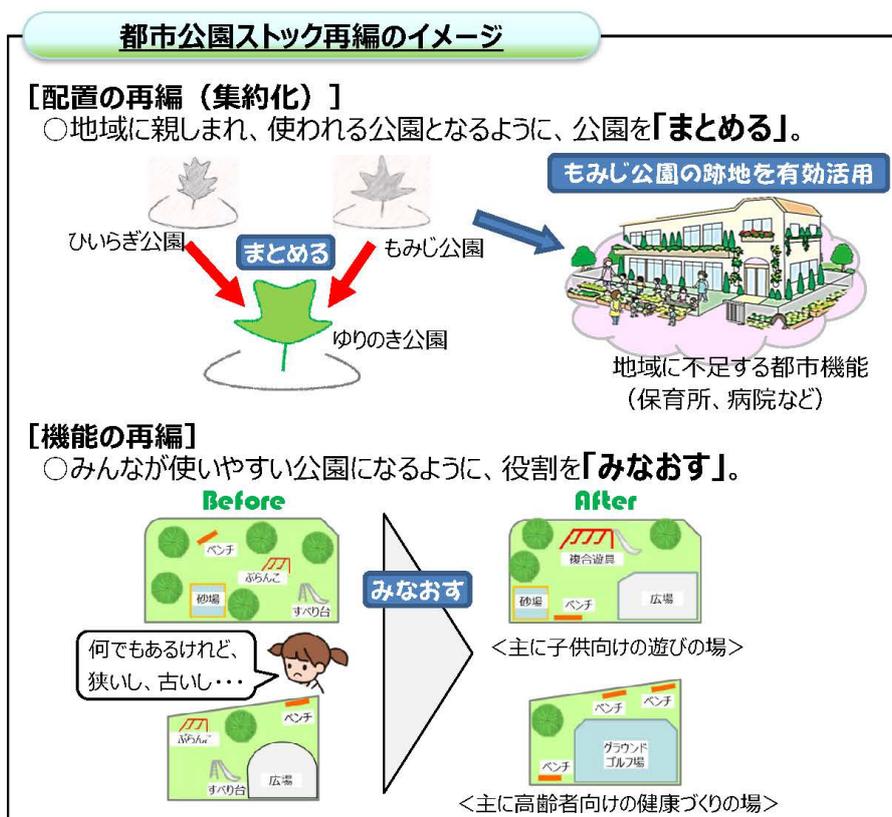
地域ニーズに沿った公園機能の分担など、公園としての魅力向上、活性化を図るため、都市公園の集約・再編を検討します。その際は、地域住民のニーズや周辺のオープンスペース、施設整備状況の把握を行い、さらに集約化する場合は跡地利用の有効活用を検討したうえで設定するものとします。

また公園の集約・再編により、維持管理の効率化や整備費の「選択と集中」が可能になり、持続可能な公園サービスが促進されると期待されます。

(ただし、都市公園法第16条に基づき、集約・再編後も公園面積の維持が基本となります。)

一方で、都市公園の少ない地域においては、都市公園の再編検討に加えて、公営住宅団地内の公園や道央砂川工業団地の緑地等、公園・緑地に準じる機能を持つ施設緑地の配置も踏まえて検討します。

図 都市公園ストック再編のイメージ



〔資料〕：国土交通省（『都市公園の再編・集約化の促進』パンフレット）

c)官民連携による公園活性化の促進の検討

本市では、花いっぱい運動などこれまでも市民参加による緑づくりを行ってきました。しかし、人口減少、少子高齢化により、これらの担い手も徐々に減ってきています。

一方で、公園事業における維持管理費は限られており、整備、更新への投資もある程度限界がある状況です。

今後、都市公園の魅力向上、施設整備・更新を持続的に進めていくためには、官だけでなく、民間の力・知見の活用を推進することも必要となります。

本市に多く店舗が見られる菓子店やカフェをはじめとした、公園での出店により収益を得られる可能性のある企業等との連携など、かわまちづくり計画等のまちづくり計画の推進にあわせて、広く民間に利用していただきながら公園の魅力向上に資する官民連携の可能性を検討します。

d)都市公園種別ごとの方針

○街区公園

「人口の減少」、「市民アンケートの結果」をふまえ基本的には街区公園の新設を行いません。既存公園における長寿命化計画を推進するとともに、人口減少等の変化に伴い利用頻度が低くなると見込まれる公園については集約・再編を検討し、市街地住民にもっとも身近な住区基幹公園としてより魅力的な公園になるよう配置・整備するものとします。

○近隣公園

「人口の減少」、「市民アンケートの結果」をふまえ基本的には近隣公園の新設を行いません。既存公園における長寿命化計画を推進するとともに、人口減少等の変化に伴い利用頻度が低くなると見込まれる公園については集約・再編を検討し、将来市街地における住区基幹公園として緑地バランス及び緑のネットワーク[※]の拠点とする観点により、魅力的な公園になるよう配置・整備するものとします。

○地区公園

地区公園については、市街地内に地区公園を整備するほどの空間が見当たらないことから、地区公園の機能を近隣公園で補えるように配置・整備し、地区公園は特に配置しないものとします。

○総合公園

総合公園として供用されている北光公園は、日本庭園の緑と北光沼により景観を構成していることから、園内の整備充実と維持管理を行うものとします。

○運動公園

都市計画決定されている日の出公園は、都市住民の多様なスポーツレクリエーションに対応する都市基幹公園として位置づけ、整備充実と維持管理を行うものとします。

○広域公園

都市計画決定されている石山公園は、広域的なレクリエーションに対応できる広域基幹公園として位置づけ、整備充実と維持管理をされるよう設置者である北海道に要望します。

○都市緑地

都市計画決定されている石狩川水系砂川緑地は、多様なレクリエーションに対応できる緑地であるとともに、水辺空間を利用した都市住民の憩いとうるおいの場となり、災害時における遮断空間となる都市緑地として保全を積極的に図りつつ適切な整備充実・維持管理を図っていくよう、河川管理者である国に要望します。

※公園、緑地、街路樹、樹林地等の緑の連続した空間や拠点などからなる軸。緑が連続していることで、都市の環境改善、生物多様性の確保、防災性の向上、良好な景観の形成、快適なレクリエーションの場の創出などが期待できます。

③整備目標

都市公園等の住民 1 人当たり面積については前計画にて目標を達成しています。

本計画では、都市公園の魅力向上と市民利用の促進を方針とするため、市民の公園利用状況を目標値として設定することとし、「砂川市第 7 期総合計画」における公園利用に関する事業指標及び目標値と同一とします。

表 「砂川市第 7 期総合計画」の基本事業のうち、公園利用に関する事業指標及び目標値

指標名	現状値 (R 元)	中間目標値 (R7)	最終目標値 (R12)	指標の説明
公園を利用する市民の割合 (単位：%)	30.8	32.3	33.7	市民アンケートで、公園を「よく利用する」・「どちらかといえば利用する」と回答した市民の割合

(2)公共施設緑地（都市公園以外）の整備及び管理の方針

①基本方針

○都市公園以外で公園・緑地に準じる機能を持つ施設緑地

公営住宅団地内の公園は計画的に再整備を進めており、団地住民のみならず、周辺住民の憩いの場であり、身近な緑地となっていることから、公園・緑地に準じる機能を持つ施設緑地として配置していくものとします。なお、都市公園の集約・再編の際は、その整備状況を考慮し検討することとします。

また、道央砂川工業団地の緑地についても、工業団地内におけるうるおいの場となっていることから、公園・緑地に準じる機能を持つ施設緑地として配置していくものとします。

○公共公益施設における施設緑地

市街地内に位置する教育文化施設、保健福祉施設などの公共公益施設における植栽地を公共公益施設緑地として配置するとともに、緑化整備を図っていくものとします。

また、樹木に過密や枯損等の問題が見られる場合、成長に合わせて択伐や補植を行うなど適切な維持管理を行っていくものとします。

○街路樹

街路樹には、景観向上機能、環境保全機能、緑陰形成機能、交通安全機能、防災機能といった多様な機能が期待されます。

本市では、これまで幹線道路網における植樹帯を緑のネットワークの軸となる公共公益施設緑地として配置し、街路樹の植樹を行ってきました。植樹後、これらの街路樹が大きく成長して良好な緑景観を形成する一方、建築限界や民地への枝の越境、見通し阻害や道路標識等の視認阻害、大量の落ち葉の発生などの問題が発生しています。

市民意識調査において、街路樹による街並みの美しさに関する満足度において「満足」「やや満足」の合計が 50%を下回っていることから、剪定など街路樹の成長に見合った適切な管理を積極的に行うとともに、道路新設や改良の際、植樹帯、植樹柵の設置は必要に応じたものとし、今後も人口減少に対応した持続可能な規模の街路樹の保全を行います。

②整備目標

公営住宅団地内の公園、教育文化施設、保健福祉施設などの公共公益施設における植栽地の面積については現状の値を目標とします。ただし、施設の整備状況に応じて増減となる可能性はあります。

街路樹はそれぞれの成長に見合った適切な維持管理を目指します。

表 公共施設緑地の規模

種別	名称	整備現況 (ha)	緑地の位置		備考
			市街地面積 (ha)	市街地外面積 (ha)	
公共施設緑地	公園に準じる施設	北光団地内の北公園	1.08	1.08	－
	〃	北光団地内の南公園	0.13	0.13	－
	〃	東町団地内の公園	0.16	0.16	－
	〃	宮川中央団地内の公園	1.47	1.47	－
	〃	寺町団地内の公園	0.04	0.04	－
	〃	道央砂川工業団地内の緑地	3.66	3.66	－
	〃	滝川公園	16.8	－	16.8
	〃	石狩川水系砂川緑地	53.7	－	53.7
	公共公益施設	砂川中学校	3.24	3.24	－
	〃	ふれあいセンター	0.11	0.11	－
	〃	市立病院	0.04	0.04	－
	〃	地域交流センターゆう	0.23	0.23	－
	〃	南吉野老人憩の家	0.08	0.08	－
	〃	石山老人憩の家	0.08	0.08	－
	〃	宮川老人憩の家	0.06	0.06	－
	〃	空知太老人憩の家	0.08	0.08	－
	〃	自立支援センター	0.01	0.01	－
	〃	ひまわり保育園	0.14	0.14	－
	〃	さくら保育園	0.15	0.15	－
	〃	空知太保育所	0.13	0.13	－
合計		94.49	23.99	70.5	

※上記表のうち公共施設緑地－公共公益施設における小中学校の値は、令和 8 年度までに予定されている砂川市立小中学校の統合を見込んで砂川中学校の面積を計上しました。

(3)民間施設緑地

①整備方針・目標

整備方針に基づいて配置・整備する民間施設緑地の面積については現状の値を目標とします。

表 民間施設緑地の規模

種別	名 称	整備現況 (ha)	緑地の位置		備考
			市街地面積 (ha)	市街地外面積 (ha)	
民間施設 緑地	北電児童遊園（変電所）	0.06	0.06	－	
	北電児童遊園（発電所）	0.12	0.12	－	
	砂川神社	3.3	3.3	－	
	合計	3.48	3.48		

3-2. 地域制緑地の指定方針及び指定目標

(1) 法による地域制緑地

① 指定方針

森林法に基づく地域森林計画対象民有林である石山樹林地や空知太樹林地等の他、JR 函館本線沿線に位置する樹林地、河川法に基づく石狩川、空知川、パンケ歌志内川等の河川は、法による地域制緑地として取り扱います。

② 指定目標

法による地域制緑地の指定目標は、現状維持とします。

また、良好な緑地の維持のため、それぞれの法に基づく整備、維持管理を推進します。

表 法による地域制緑地の概ねの位置及び規模

種別	名称	位置	指定現況 (ha)	緑地の位置		備考
				市街地面積 (ha)	市街地外面積 (ha)	
法による地域制緑地	石山樹林地	空知太	180.40	-	180.40	森林法（地域森林計画対象民有林） 都市計画区域外の 70.8ha を含む
	空知太樹林地	空知太	31.40	-	31.40	森林法（地域森林計画対象民有林）
	北吉野樹林地	北吉野	4.10	-	4.10	〃
	鉄道沿線樹林地	-	7.80	-	7.80	〃
	〃	-	12.50	6.20	6.30	〃
	〃	-	8.10	8.10	-	〃
	〃	-	2.20	0.90	1.30	〃
	石狩川、空知川	-	489.30	-	489.30	河川法、都市計画区域外の 383.5ha を含む
	パンケ歌志内川	-	36.50	-	36.50	河川法
	パンケ歌志内川	-	10.20	6.00	4.20	〃
	奈江豊平川	-	14.20	4.20	10.00	〃
	豊沼奈江川	-	32.50	13.00	19.50	〃
	合計		829.20	38.40	790.80	

(2) 条例等による地域制緑地

本市では緑に関する条例等として、「砂川市緑化条例」が施行されており、名木・美林等を指定することができますが、現時点において指定されておりません。

条例等による地域制緑地は、今後の緑地環境の推移や社会情勢の変化により、必要となった場合には指定を検討します。

3-3. 都市緑化及び都市景観の目標と推進方針

(1) 都市緑化及び都市景観の目標

都市緑化及び都市景観における目標を次のとおりと定め、相互に連携・調和を図りつつ緑豊かでうるおいのある美しい街並み形成を図るものとします。

○都市緑化の目標

水と緑のネットワークの形成

○都市景観の目標

砂川らしい街並み景観の形成

(2) 都市緑化の推進方針

都市の緑は、自然と都市の調和、自然と人間の共生及び公害防止、温室効果ガスの一つとされる二酸化炭素の吸収など多面的機能を有し、都市生活を営む上でうるおいとやすらぎをもたらす非常に重要なものとなっており、本市はこれまで緑化都市宣言や緑化条例の制定など、美しい環境のなかでうるおいのある生活を営むという基本理念のもとまちづくりを進めてきています。

これらのことから、今後も都市景観との連携・調和を図りながら、緑豊かな都市環境づくり及び都市生活の快適性の向上となるとともに、二酸化炭素の吸収源としての緑の保全による脱炭素社会の実現や、砂川市都市計画マスタープランが示す将来都市構造における拠点の配置と連動した水と緑のネットワークの形成となるような都市緑化を図ります。

都市の緑化は、多面的な要素を有することから、緑化の推進方針を次のとおり区分し、計画的な緑化推進を図ります。

○土地利用に応じた緑化の推進方針

・住宅地

市民がうるおいとやすらぎを享受できるよう、一体的で個性と特色ある緑化を計画的に図ります。

・商業地

賑わいの中で、緑豊かで彩りのある魅力的な商業地となるような緑化を図ります。

・工業地

周辺の自然環境及び住環境に配慮しつつ、工場立地法に基づいた工場の外周や駐車場等の緑化を図ります。

・民有地

生け垣やガーデニングなど、市民の自主的な緑化活動を推奨します。また、歴史的環境や景観要素を持つ社寺林など、身近な緑化要素の保全の促進を図ります。

○公共公益施設に応じた緑化の推進方針

・交通体系

道路整備と連動し、自然、景観、沿道の住環境に配慮した街路樹や花などを植栽し、緑化を図ります。
また、鉄道沿線については、周辺住環境への配慮と本市のイメージアップとなる緑化に努めます。

・公園

公園の種別や配置されている地域・地区の自然・社会条件や周辺の住環境などに配慮し、市民のアイデンティティ形成に寄与できるような緑化を図ります。

・公共施設

学校、保健・医療・福祉施設、文化施設など、公共施設の種別や規模に応じ、市民の憩いとやすらぎの空間となるような緑化を図ります。

(3)都市景観の推進方針

近年の都市づくりにおいて都市景観は、その地域の自然環境・歴史・文化を反映し市民の共有財産ともいえる非常に重要な要素となっており、市民の生活志向も利便性だけでなく、緑化・景観などの日常生活を営む環境の質の向上も求められる傾向となっています。

これらのことを踏まえ、本市の景観を守り、育て、創り出すことによって、緑豊かで個性と魅力ある砂川らしい街並み景観の形成を図ります。都市景観は、多様な要素で構成されることから、次に示すとおり景観要素を区分し、計画的な景観形成を図ります。

○自然的景観の保全方針

・森林景観

山地とすそ野が相互に連携した景観であるとともに、市街地の背景となる景観であることから、本市の重要な財産として保全に努めます。

・田園景観

都市の周辺における貴重なオープンスペースであり、うるおいとやすらぎのある景観として保全に努めます。

・河川景観

河川は、市街地内外における貴重なオープンスペースであり、憩いとうるおいがあり、水と緑が調和した水辺景観としての保全に努めます。

○市街地内景観の形成方針

・街並み景観

季節ごとの賑わい感や地域・地区の歴史・文化などの特性や個性を醸し出せるよう、道路景観を中心とした街並み景観形成を図ります。

・シンボリック景観

石山公園、北光公園、日の出公園、オアシスパークは、本市を代表する拠点的な緑であることから、賑わいと憩いを感じるとともに、交流の中心となり、本市のシンボルとなるような景観形成に努めます。